

【別紙 5】

自主事業等の実施に係る特記事項

（基本的事項）

第1 指定管理者は、直方市（以下「市」という。）が仕様書等にて事業内容を具体的に定め、指定管理者に実施させる事業のほか、植木桜つつみ公園の設置目的に沿って独自に企画した事業を提案することができる。提案された事業は、サービスの向上に寄与すると市が判断し、承認した場合に限り実施することができる。

（定義）

第2 事業に係る用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

（1）市企画事業

指定管理者の応募に際し、市が仕様書等にて事業内容等を具体的に定め、指定管理者に実施させる事業をいう。

（2）指定管理者企画事業

指定管理者の応募に際し、指定管理者が応募申請書により提案し、サービス向上に繋がる事業として市が承認した事業をいう。この場合において、市が承認した提案事業は、協定書に記載するとともに、施設運営業務として実施するものとする。

（3）自主事業

指定管理者応募締め切り後に、指定管理者が提案し、サービス向上に繋がる事業として市が承認した事業をいう。この場合において、市が承認した提案事業は、協定書に記載せず、自主事業として実施するものとする。

（使用料及び占用料）

第3 指定管理者が実施する事業のうち、市企画事業及び指定管理者企画事業については、公園施設の設置又は管理に係る使用料及び公園の占有に係る占用料を徴しないものとする。

2 指定管理者が実施する事業のうち、自主事業については、公園施設の設置又は管理に係る使用料及び公園の占有に係る占用料を徴するものとする。ただし、パークゴルフ場におけるパークゴルフ大会の事業については、使用料及び占用料を徴しないものとする。

3 前2項のほか、公園施設の設置又は管理に係る使用料及び公園の占有に係る占用料の取り扱いについては、直方市都市公園条例施行規則（以下「規則」という。）の規程のとおりとする。

（使用料及び占用料の還付）

第4 指定管理者が自主事業の実施に際して、公園施設の設置又は管理に係る使用料及び公園の占有に係る占用料の還付に関する基準は、規則第14条のとおりとする。

（使用料及び占用料の減免）

第5 指定管理者が自主事業の実施に際して、公園施設の設置又は管理に係る使用料及び公園の占有に係る占用料については、減免しないものとする。

(優先利用)

第6 自主事業において植木桜つつみ公園を使用する場合、一般利用を妨げないと認められるものについては優先利用を認めるものとする。

この場合において、「一般利用を妨げないと認められる」とは、閑散時間帯における事業実施のほか、閑散時間帯以外であっても、施設管理者として施設利用の実態を把握、考慮した上で、合理的な理由があるものであれば、これに該当するものとみなす。

(手続き)

第7 市企画事業及び指定管理者企画事業については、協定書において事業を位置付けるものとする。

2 自主事業については、実施の都度、実施計画書又は協議書により事前に市の承諾を得るものとする。この場合において、指定管理者は、自主事業の実施がサービスの向上に寄与することを証する資料その他市長が必要と認めるものを添付しなければならない。

(安全確保の措置)

第8 指定管理者は、この協定による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他適切な管理のために、市が求める個人情報保護及び情報セキュリティの体制を備えるとともに、その他必要な措置を講じなければならない。

(留意事項)

第9 指定管理者が実施する事業は、特定の団体等のみを対象とすることなく、市民が広く参加できるものとする。

2 本特記事項は、事業の実施状況や利用実態等により、市と指定管理者が協議の上、適宜見直すことがある。

別表第 1(第 2 条関係)道路占用料標準表

種目			単位		等級別占用料			備考
					1 等	2 等	3 等	
電柱			年	本	円 1,000	円 1,000	円 1,000	共架柱は、条例に定める額に 100 分の 70 を乗じて得た額
電話柱			年	本	900	900	900	
公衆電話所			年	個	990	990	990	
架空線			年	メートル	64	51	32	
専用鉄道軌道			月	平方メートル	26	18	14	
物置			月	平方メートル	30	25	20	
工事用板囲い・足場			月	平方メートル	360	300	180	
日履い			月	平方メートル	9	7	5	
興行場又は露店敷			日	平方メートル	35	30	25	
地下埋設管	(ア)	口径 100 ミリメートル未満	年	メートル	60	60	60	橋りょう部分を含む。
	(イ)	口径 100 ミリメートル以上 300 ミリメートル未満	年	メートル	90	90	90	
	(ウ)	口径 300 ミリメートル以上	年	メートル	120	120	120	
広告板	板面積 1 平方メートル未満		年	基	1,000	800	600	
	板面積 1 平方メートル以上		年	基	1,500	1,200	1,000	
広告塔	最大径 0.5 メートル未満又は高さ 2 メートル未満		年	基	5,440	4,080	2,720	
	最大径 1 メートル未満又は高さ 3 メートル未満		年	基	13,600	8,636	6,800	
	最大径 1 メートル以上又は高さ 3 メートル以上		年	基	27,200	20,400	17,680	
その他			月	平方メートル	18	15	14	

別表第 2(第 2 条関係) 地位等級表

1 等	2 等	3 等
新町一丁目	新町二丁目	1、2 等地に属する地域を除く地域
殿町	新町三丁目	
古町	丸山町	
津田町	知古一丁目	
日吉町	〃 二丁目	
須崎町	〃 三丁目	
	神正町	
	新知町	
	大字直方	
	大字山部	

別表第 3(第 10 条関係)

公園施設設置等使用料

期間	金額
1 月	1 平方メートル当たり 15 円